

新潟県臨床検査技師会 公益事業規程

平成26年1月18日 制定

(目 的)

第1条 この規定は、一般社団法人新潟県臨床検査技師会（以下「本会」という）における公益事業に関する基本を定めるものとする。

(事業目的)

第2条 衛生医療事業であることを主とし、臨床検査技師として社会的貢献・地位向上と共に、検査技術を通して地域保健業務の推進と保健医療の向上及び県民の健康の保持・増進に寄与する。

(事業内容)

第3条 本会の公益事業に関しては、総務部門の公益事業部で各支部との連携で事業展開を図る。

- ・より多くの会員の公益事業への参画と理解を図る方法の検討
- ・将来の検査技師を育成するための学生向け研修、講義
- ・臨床検査技師・臨床検査の保健医療業務における必須業務として、啓蒙方法を検討
- ・予防医学の啓蒙と推進
- ・その他公益事業推進に関すること

(部門員構成)

第4条 部門員は以下のもので構成する。

会長・副会長・事務局長・事務局次長・各支部長とする。ただし、理事内で会長が必要と認めた時は理事会の承認を得て増すことができる。

(公益事業に関する費用)

第5条 会員の公益事業参加に対する支給額については別表公益事業支給基準による。

(規程の改訂)

第6条 この規程を改訂する場合には、理事会の議決を経て行う。

(附 則)

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
2. 旧公益事業規定（平成23年2月12日制定）は、この規程の施行をもって廃止する。

別表 公益事業支給基準

1. 日当	行動費として2時間までを1単位とし1000円支給する。但し、1日2単位を限度とする
2. 交通費	一律 1000円とする
3. 食卓費	昼食をまたいで活動する場合は1000円とする